

# 福岡県国際交流センターボランティア制度要綱

## (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、県民のもつ能力を活かして、外国人との国際交流を促進するための、ボランティア制度（以下「制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (種 類)

第 2 条 公益財団法人福岡県国際交流センター（以下「センター」という。）が実施するボランティアの種類は、次の各号に定める。

(1) ホームステイ・ホームビジットボランティア

外国人に対して、日本の家庭生活の体験を通じて、日本理解の促進を行う者

(2) 通訳・翻訳ボランティア

国際交流に関する非営利活動において日本語から外国語、または外国語から日本語への簡単な通訳および翻訳を行う者

(3) 災害時通訳・翻訳ボランティア

前項に定める通訳・翻訳ボランティアのうち、災害時において日本語から外国語、または外国語から日本語への簡単な通訳および翻訳を行う者

## (登 録)

第 3 条 前条に規定するボランティアの登録を希望する者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) ボランティア活動に意欲があり、制度の趣旨を理解し、自発的な意思により活動に参加する者で、ある程度年間を通じて活動が可能であること。

(2) 福岡県内に居住、または勤務、在学している者。ただし、前条第1号は、原則として福岡県内に居住し、家族全員の同意を得ていることとする。

(3) 満15歳以上の者を対象とし、未成年者については中学校を卒業し、かつ保護者（未成年の場合両親のいずれか、または、成年を迎えた同居の家族の中の誰か）の同意を得ている者。ただし、前条第1号及び3号は満20歳以上とする。

2 前条第1号は、ホームステイ・ホームビジット受入家庭登録申込書（様式第1号その1）に、同条第2号は、ボランティア登録申込書（様式第1号その2）に必要事項を記入し、センターへ申し込むものとする。

3 登録の受付は、随時行う。

4 センターは、受付後速やかに書類審査を行い、登録の是非を決定し登録を希望する者に通知する。

## (登録の期間)

第 4 条 登録期間は、4月から翌年3月までの1年間とし、年度末に登録した者（以下「登録者」という。）の意思を確認のうえ、更新するものとする。

2 期間の途中で登録した者は、当該年度末までを登録期間とし、登録者の意思を確認のうえ、更新するものとする。

## (登録の取消)

第 5 条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

(1) 本人及び保護者から辞退の申し出があったとき

(2) 更新を行わなかったとき

(3) ボランティアとしてふさわしくないと認められるとき

2 前項第2号の規定により取り消された場合は、登録期間終了後1年以内に更新の意志が確認できれば登録を復活する。

(活動内容)

第6条 ボランティアの活動内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1号に規定するボランティアは、日本の生活及び文化に興味を持つ、原則として、国内に拠点がある公的機関及び所属する学校の身元保証がある個人又はグループからの依頼に対して、原則としてホームステイは1週間以内、ホームビジットは食事時間帯を避けた2～3時間程度の活動を行う。ただし、日本の生活及び文化に興味を持っていても、宿泊場所及び食事の確保並びに滞在費の節約のためであれば、紹介は行わない。

(2) 第2条第2号に規定するボランティアは、原則として、国内に拠点がある公的機関、学校及び国際交流団体からの依頼に対して、宿泊を伴わない簡単な内容の通訳・翻訳活動を行う。

(3) 第2条第3号に規定するボランティアは、センター内に福岡県災害時多言語支援センター（以下「支援センター」という。）が設置された場合に、福岡県又は被災市町村等からの依頼に対して、簡単な内容の通訳・翻訳活動を行う。

(利用方法)

第7条 制度の利用を希望する者は、次の各号によりセンターへ申し込むものとする。

(1) 第2条第1号に規定するボランティアは、原則として3週間前までにホームステイ・ホームビジット利用個人票（様式第2号その1）に必要事項を記入の上、公的機関の身元保証がある場合はホームステイ・ホームビジット利用申込書（様式第2号その2）を、所属する学校の身元保証がある場合はホームステイ・ホームビジット利用申込書（様式第2号その3）を添付し、申し込むものとする。

(2) 第2条第2号に規定するボランティアは、ボランティア紹介申込書（様式第2号その4）に、必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 センターは、前項による申し込み等の内容を審査し、制度の利用を認めた者（以下「利用者」という。）に対し、内容に応じて登録者の中から選考し、書面等により連絡する。

3 前項の規定にかかわらず、第2条に規定するボランティアについて、センターが行う事業で必要な場合は利用する。

(研 修)

第8条 センターは、第2条第2号及び第3号に規定するボランティアのスキルアップのための災害等に関する研修を実施し、同ボランティアに対して参加を促すものとする。

(費用負担)

第9条 登録者の活動に係る費用は、登録者の負担とし、詳細については次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1号に規定するボランティアを利用する場合は、受け入れに伴う送迎交通費、家庭での食事及び宿泊等の基本的な費用は、原則として受け入れ家庭の負担とするが、見学、通信及びその他の個人的費用は利用者の負担とする。

(2) 第2条第2号に規定するボランティアを利用する場合は、センターは利用者に資料代や交通費実費の支給を求めるものとする。

(3) 第2条第2号及び第3号に規定するボランティアをセンターが利用する場合は、センターは交通費実費を支給する。

(報 酬)

第10条 登録者の活動は原則無償とし、報酬を求めてはならない。ただし、利用者が報酬を支給する際にはこの限りではない。

(責 務)

第11条 利用者及び登録者は、活動中の事故等について自己の責任において充分配慮しなければならない。

- 2 センターは第2条第2号及び第3号の規定による登録者に対して、社会福祉法人全国社会協議会が行う「ボランティア活動保険」に加入させるものとする。
- 3 登録者が活動中の事故等によって被った損害については、前項の保険より支払われる金額を補償の限度とする。

(秘密保持)

第12条 登録者及び利用者は、活動中に知り得た内容について、他人に漏洩してはならない。

(免責)

第13条 登録者が利用者からの依頼があった事業内容の不履行等について与えた損害については、センター及び登録者は賠償の責めを負わないものとする。

(活動記録)

第14条 センターは、登録者に紹介若しくは登録者が活動した場合は、第2条第1号に規定するボランティアは活動記録書(様式第3号の1)に、同条第2号及び第3号に規定するボランティアは活動記録書(様式第3号の2)に記録するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成8年1月30日から施行する。
- 2 福岡県国際交流センターホームステイ・ホームビジット実施要綱(平成元年12月28日福国セ要綱第10号)は廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。